

福祉サービス第三者評価の運営に関する規程

- 第1条 当規程は、特定非営利法人共有機構Ohma（以下当法人と称す）が実施する福祉サービス第三者評価の運営に関することを取り決めるものとします。
- 第2条 当法人は児童福祉分野の第三者評価事業を実施するにあたり、事業所を特定非営利法人共有機構Ohma（大阪府東大阪市客坊町13番42号）とし、責任者に冠仁子を置くものとします。
- 第3条 評価調査者は当法人に対し就任承諾書を提出するものとします。評価調査者の定員数や要件については、次の(ア)の要件を満たす者が1人以上、(イ)の要件を満たす者が1人以上おり、合計で2人以上の評価調査者を配置します。
- また、大阪府が実施する評価者養成研修を修了した者を置くものとします。
- (ア)組織運営管理業務に3年以上の経験を有している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者。
- (イ)福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者。
- 第4条 当法人は第三者評価事業を実施するにあたり、事務局を設置し、推進組織・評価調査者・受審者との円滑な連絡を行うとともに、評価調査者の決定、評価調査者に対する研修の企画・運営を担当するものとします。
- 第5条 当法人は評価調査者の質の確保・スキルアップ、制度変更等の周知徹底のため最低年3回の集合研修（オンライン開催を含む）を実施します。評価調査者はそのうち最低2回の参加を義務とします。
- 第6条 評価調査項目については、各府・県の定める評価調査項目に従い評価調査するものとします。
- 第7条 第三者評価を実施するにあたり、特別な理由のない限り、当法人の契約書と評価料金表を使用するものとします。また、実施する第三者評価事業を第三者に委託しません。
- 第8条 第三者評価の実施については、別途定める「福祉サービス第三者評価事業の実施要領」に沿って実施するものとします。その際「福祉サービス第三者評価事業倫理規程」「個人情報保護規程」に基づき個人情報保護に努めるものとします。

第9条 当法人は、公正中立な立場の保持の観点から、評価調査者が関係を有する福祉サービス事業者の評価業務に従事・関与させないこととします。

第10条 評価調査を行うにあたり、実施しようとする府・県の評価調査資格を有する調査者（2名以上）のみで一貫して評価調査を実施します。また当法人は、評価を行う福祉サービス事業者との間に請負等の取引関係を有していません。

第11条 当法人は、第三者評価に関する苦情相談窓口として苦情相談担当者および苦情相談責任者を任命し公表するものとします。

附則

当規程は令和6年12月1日より施行する。